

介護サービス事業所指定（許可）更新申請の手引き

1 指定（許可）更新の対象

（１）対象事業所

対象サービス	根拠法令
指定居宅サービス事業者	介護保険法第70条の2
指定介護予防サービス事業者	介護保険法第115条の11
指定居宅介護支援事業者	介護保険法第79条の2
指定介護老人福祉施設	介護保険法第86条の2
介護老人保健施設	介護保険法第94条の2
介護医療院	介護保険法第108条
指定地域密着型サービス事業者	介護保険法第78条の12
指定地域密着型介護予防サービス事業者	介護保険法第115条の21
指定介護予防支援事業者	介護保険法第115条の31
第一号事業者 （介護予防型訪問サービス事業者、 介護予防型通所サービス事業者、 生活支援型訪問サービス事業者、 生活支援型通所サービス事業者）	介護保険法第115条の45の6

（２）対象とならない事業所

医療みなし指定の事業所及び施設みなし指定の事業所は、更新手続きの必要はありません。

医療みなし指定	施設みなし指定
・ 病院又は診療所が行う 「訪問看護」（※） 「訪問リハビリテーション」 「通所リハビリテーション」 「居宅療養管理指導」 ・ 薬局が行う「居宅療養管理指導」	・ 介護老人保健施設又は介護医療院が行う 「通所リハビリテーション」 「訪問リハビリテーション」 「短期入所療養介護」

※ 訪問看護ステーションは更新手続きが必要です。

2 手続きの流れ

（１）お知らせの送付

「指定期間満了に伴う指定更新申請の受付について（お知らせ）」を送付します。



（２）申請書類の提出及び手数料の納付

指定更新申請後、納付書を発送しますので、納付書に記載の納付期限内に納付をお願いします。

※更新しない（有効期限の満了をもって廃止する）場合は、「廃止届出書」の届出が必要です。



（３）書類審査

申請書類の審査を行います。書類に不備等がある場合は、電子申請届出システムにて差戻し、又は電話等で連絡します。



(4) 指定更新通知書交付

指定（許可）更新を決定した事業所に、指定（許可）更新通知書を送付します。
※同意された事業所に対しては、電子申請届出システムによる送付となります。
※紙による通知をご希望の場合は、あらかじめご連絡ください。

3 更新申請スケジュール

(1) 在宅サービス

更新予定日	(1) お知らせ送付	(2) 申請書類提出期限	(3) 更新通知書送付
1月1日	9月下旬	10月31日	12月中旬
2月1日	10月下旬	11月30日	1月中旬
3月1日	11月下旬	12月28日	2月中旬
4月1日	12月下旬	1月31日	3月中旬
5月1日	1月下旬	2月28日	4月中旬
6月1日	2月下旬	3月31日	5月中旬
7月1日	3月下旬	4月30日	6月中旬
8月1日	4月下旬	5月31日	7月中旬
9月1日	5月下旬	6月30日	8月中旬
10月1日	6月下旬	7月31日	9月中旬
11月1日	7月下旬	8月31日	10月中旬
12月1日	8月下旬	9月30日	11月中旬

(2) 施設サービス

更新予定日	(1) お知らせ送付	(2) 申請書類提出期限	(3) 更新通知書送付
1月1日～6月30日	8月下旬	更新予定日の90日前	更新予定日の 1週間前まで
7月1日～12月31日	2月下旬		

※上記記載のスケジュールはあくまで目安です。

※申請書類提出期限は年度によって早めることがあります。お知らせに記載される提出期限を必ず確認ください。

4 指定（許可）更新申請の提出書類・作成方法

(1) 申請方法

電子申請届出システムでの申請となります。

下記ホームページより電子申請システムにログインのうえ、申請をお願いします。

【電子申請届出システムはこちら】

福岡市ホームページ：

https://www.city.fukuoka.lg.jp/fukushi/jigyousyasido/health/00/05/kaigo_densisinsei_2.html

（福岡市ホーム ＞ 健康・医療・福祉 ＞ 高齢・介護 ＞ 事業者の方へ ＞ 各種手続き・運営指導に関する事 ＞ 指定・運営に関する各種手続き ＞ 電子申請届出システム）

(2) 申請書添付書類及びチェック項目

添付書類	様式	チェック項目
基準適合表 (共通分・サービス分)	別途様式あり	☐ 共通事項、サービス別事項の2種類を提出しているか ☐ すべての項目を確認し、チェックを入れたか ☐ 「不適」となった項目がある場合、対応策を相談しているか
誓約書	標準様式6 標準様式5	☐ 日付、申請者名称、代表者の職名氏名が正しく記載されているか ☐ 電子申請上の申請者情報と相違ないか ☐ 該当サービスの「別紙」を確認した上で、該当サービスに○が記載されているか(総合事業を除く)
暴力団排除に係る誓約書	別紙様式1	☐ 日付、申請者名称、代表者の職名氏名が正しく記載されているか ☐ 電子申請上の申請者情報と相違ないか ☐ 全ての役員等について氏名、生年月日、職名、住所、就任年月日が正しく記載されているか ☐ 当該事業所の管理者についても名簿に記載されているか
勤務形態一覧表 ※直近の実績で作成したもの	標準様式1	☐ 管理者及び従業者全員の毎日の勤務時間数(4週間分)を記載しているか ☐ 日々の勤務時間、職務の内容、兼務関係、保有資格、常勤・非常勤の別が明確に記載されているか ☐ 管理者は常勤か ☐ 管理者が兼務する場合の記入がされているか
組織体制図	(任意様式)	☐ 全ての事業において、全従業者の氏名が記載され、兼務関係が分かるようになっているか ☐ 併設事業所、他事業所は、それぞれの介護保険事業所番号が記載されているか
利用者からの苦情を処理するための措置の概要	標準様式5 (任意様式可)	下記の事項について、具体的に記載されているか ☐ ①利用者からの相談・苦情に対応する常設の窓口及び担当者の設置 ☐ ②円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順 ☐ ③その他参考事項 ☐ ④市町村(保険者)、国民健康保険団体連合会等、公的機関の相談窓
【※】当該事業所に勤務する介護支援専門員一覧 (一部サービスのみ)	標準様式7	☐ 当該事業所に勤務する介護支援専門員を全て記載しているか ☐ 氏名(フリガナ)、介護支援専門員番号に誤りが無いか

【※】(地域密着型)特定施設入居者生活介護・(地域密着型)介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護医療院・小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護・認知症対応型共同生活介護・居宅介護支援・介護予防支援に限る。

(注意事項)

①変更届が必要な項目について、今一度確認を行ってください。変更届未届の場合は、電子申請届出システムより、別途変更届の届出をお願いします。

【申請書添付書類等ダウンロードはこちら】

福岡市ホームページ:

https://www.city.fukuoka.lg.jp/fukushi/jigyousyasido/health/00/05/kaigo_henkou.html

(福岡市ホーム > 健康・医療・福祉 > 高齢・介護 > 事業者の方へ > 各種手続き・運営指導に関する事 > 指定・運営に関する各種手続き > 介護サービス事業所の指定更新申請について)

5 その他（注意事項等）

（１）休止中の事業所について

休止中の事業所は、介護保険法に規定する欠格条項（居宅サービスの場合、同法第70条第2項第2号）に該当しますので、指定更新を受けることができません。（指定の有効期間の満了をもって指定の効力を失います。）指定更新申請を行う場合は、事前に当課へ連絡の上、速やかに電子申請届出システムにて再開届出書の届出を行ってください。

また、事業再開の予定がない事業所は、速やかに電子申請システムにて廃止届出書を提出してください。

（２）申請書提出後に事業所を廃止する場合について

事前に当課へ連絡の上、電子申請届出システムより廃止届出書の届出をお願いします。手数料は返還できませんのでご了承ください。

【廃止届・再開届の案内ページはこちら】

福岡市ホームページ：

https://www.city.fukuoka.lg.jp/fukushi/jigyousyasido/health/00/05/kaigo_haishikyushisaikai.html

（福岡市ホーム > 健康・医療・福祉 > 高齢・介護 > 事業者の方へ > 各種手続き・運営指導に関すること > 指定・運営に関する各種手続き > 介護サービス事業所の廃止・休止・再開届）

（３）更新申請後に変更が生じた場合について

事前に当課へ連絡の上、速やかに変更届及びその添付書類を添えて電子申請届出システムより届出をお願いします。

※指定更新日以降の変更となる場合は、当課への事前連絡は不要です。

【変更届の案内ページはこちら】

福岡市ホームページ：

https://www.city.fukuoka.lg.jp/fukushi/jigyousyasido/health/00/05/kaigo_henkou.html

（福岡市ホーム > 健康・医療・福祉 > 高齢・介護 > 事業者の方へ > 各種手続き・運営指導に関すること > 指定・運営に関する各種手続き > 介護サービス事業等の変更届）

6 指定（許可）更新手数料

指定（許可）更新申請の際は、「福岡市手数料条例」に基づく手数料が必要です。

申請確認後、事業所宛に納付書を発送しますので、納付書に記載の納付期限内に所定の金額の納付をお願いします。

サービス種類	手数料の額
居宅サービス	20,000円
介護予防サービス	
居宅介護支援	
介護予防支援	
地域密着型サービス	
地域密着型介護予防サービス	
介護老人福祉施設	25,000円
介護老人保健施設	33,000円
介護医療院	25,000円
第一号事業（介護予防型訪問サービス／介護予防型通所サービス）	20,000円
第一号事業（生活支援型訪問サービス／生活支援型通所サービス）	10,000円

下記に該当する場合は、指定（許可）更新申請手数料を合算することができます。

サービス種類の組み合わせ	手数料の額
訪問介護と介護予防型訪問サービスを同時に申請する場合	20,000円
訪問介護と介護予防型訪問サービスと生活支援型訪問サービスを同時に申請する場合	
通所介護と介護予防型通所サービスを同時に申請する場合	
地域密着型通所介護と介護予防型通所サービスを同時に申請する場合	
通所介護と介護予防型通所サービスと生活支援型通所サービスを同時に申請する場合	
地域密着型通所介護と介護予防型通所サービスと生活支援型通所サービスを同時に申請する場合	
居宅介護支援と介護予防支援を同時に申請する場合	

下記に該当する場合は、指定（許可）更新申請手数料が免除されます。

- ① 市外に所在する地域密着型（介護予防）サービス事業所で、事業所所在地市区町村長の指定を受けている場合
- ② 市外に所在する介護予防型訪問サービス事業所で、事業所所在地市区町村長の指定を受けた訪問介護事業と一体的に運営している場合
- ③ 市外に所在する介護予防型通所サービス事業所で、事業所所在地市区町村長の指定を受けた通所介護事業又は地域密着型通所介護事業所と一体的に運営している場合
- ④ 既に運営している居宅介護支援事業所が介護予防支援を申請する場合

7 Q&A

【制度・手続き関係】

問1 変更届出の記録を点検したところ、変更届の提出が必要な変更項目について、変更届を提出していないことが判明した。どうしたらよいか。

(答) 速やかに変更届の届出をお願いします。変更届の詳細は、福岡市ホームページでご確認ください。

問2 指定更新申請とともに、定員や加算の変更届の提出を行ってよいか。

(答) **【加算届】**

構いません。別途、加算の変更届を電子申請届出システムにて届出をお願いします。

【変更届】

定員の変更など、変更内容によっては事前協議が必要なものもあります。

変更届の詳細は、福岡市ホームページでご確認ください。

問3 誓約書に記載する役員等の範囲はどこまでか。

(答) 誓約書に記載する役員等には、法人登記簿の「役員」の欄に記載されている役員のほか、役員と同等以上の支配力を法人に対し有するものと認められる者も対象です。役員等の範囲については以下を参照してください。

《役員等の範囲について》

- ① 法人ではない病院の場合は、医療法及び薬事法で規定されている管理者
- ② 法人である場合は、
 - A. 役員
 - ◇業務を執行する社員・取締役・執行役員又はこれらに準ずる者
 - ※「これらに準ずる者」とは具体的には
 - ・合名会社、合資会社、合同会社→ 会社法で規定される社員
 - ・株式会社→ 会社法で規定される役員（取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事、会計監査人など）
 - ・社会福祉法人→ 社会福祉法で規定される役員（理事・監事）など
 - ・医療法人→ 医療法に規定される役員（理事・監事）など
 - ・NPO法人→ 特定非営利活動促進法に規定される役員（理事・監事）
 - ◇相談役、顧問等の名称を有するかどうかは問わず、Aに掲げる者と同等以上の支配力を法人に対し有するものと認められる者
 - B. その事業所を管理する者その他の政令で定める使用人
 - ・事業所の管理者（基準省令等で規定される管理者と同じ）